

2022年11月25日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投信」
繰上償還および重大な約款変更に係る書面決議手続きの基準日設定について

当社は、下記のとおり、「NEXT FUNDS ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投信」(以下「当ETF」といいます。)(銘柄コード1312)について、繰上償還および投資信託約款の重大な変更(以下「付随する約款変更」といいます。)を行なうため、法令の定めに従い書面決議の手続きを行ないます。

書面決議の手続きにあたり、2022年12月14日を基準日と定め、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者(当ETFの保有者)を、議決権を行使することができる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

書面決議の手続きの結果、賛成する受益者(賛成とみなされた受益者の方を含みます。以下同じ。)の保有受益権の合計口数が、2022年12月14日現在の受益権の総口数の3分の2以上となった場合は、当局への届出を行ない、2023年3月8日に約款変更を適用し、2023年3月9日を信託終了日として繰上償還する予定です。

- 繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合、償還金のお支払いは2023年4月17日から開始する予定です。また、その場合、東京証券取引所における売買取引は2023年3月7日までとなります。
- 繰上償還および付随する約款変更に係る書面決議手続きに関する書類の送付
2022年12月14日現在の受益者に、2023年1月18日頃までに、書面決議手続きに関する書類を発送いたします。具体的な手続きおよびそれに関するお問い合わせの方法は、お送りする書類の中でご確認いただけます。
- 議決権行使をされない受益者の方は、当ETFの約款の規定により、当ETFの繰上償還および付随する約款変更の議案(以下「当議案」といいます。)について賛成するものとみなされます。したがって、当議案に賛成の方は議決権行使書面を返信していただく必要はありません。

1. 対象ファンド（括弧内は銘柄コード）

「NEXT FUNDS ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投信」（1312）

2. 日程

○繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

・対象受益者の確定基準日	: 2022年12月14日（水）
・書面決議に係る議決権行使期限	: 2023年2月3日（金）（必着）
・書面決議の日	: 2023年2月7日（火）
・買取請求開始日	: 2023年2月10日（金）※
・買取請求終了日	: 2023年3月2日（木）※
・約款変更適用日	: 2023年3月8日（水）※
・信託終了日	: 2023年3月9日（木）※
・償還金支払開始日	: 2023年4月17日（月）※

※繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合の日程です。

○東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

・「監理銘柄（確認中）」への指定	: 2022年11月25日（金）
・「整理銘柄」への指定	: 2023年2月7日（火）※
・東京証券取引所における最終売買日	: 2023年3月7日（火）※
・上場廃止日	: 2023年3月8日（水）※

※繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合の日程です。

3. 繰上償還および付随する約款変更の概要および理由

○概要

- ① 信託期限を無期限から2023年3月9日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ② 金銭での支払いによる償還を行なえるように変更します。

○理由

- ① 当ETFは2007年10月22日に設定され、約15年間にわたり運用を継続してまいりましたが、残高が増加せず、受益権の口数が、信託契約を解約し信託を終了させることができる条件のひとつである10万口をわずかに上回る状態が5年以上継続しておりました。さらに、2022年7月以降の受益権口数は5万口程

度まで減少し、(2022年11月24日時点 50,284口) 今後も残高の増加が見込みにくいと判断したため、繰上償還いたします。

② 繰上償還を円滑に行なえるようにするため、約款の所要の変更を行ないます。

4. 書面決議手続き

2022年12月14日現在の受益者は、2023年2月3日までの期間に、当議案について、議決権を行使することができます。

賛成する受益者の受益権の合計口数が、2022年12月14日現在の受益権の総口数の3分の2以上となった場合、繰上償還および付随する約款変更を実施いたします。賛成する受益者の受益権の合計口数が、2022年12月14日現在の受益権の総口数の3分の2未満となった場合、繰上償還および付随する約款変更は行ないません。

※当議案に反対した受益者の買取請求について

繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合、当議案に反対した受益者は2023年2月10日から2023年3月2日までの期間に保有する受益権を買取することを受託会社に請求することができます。買取請求対象となるのは2022年12月14日現在の保有受益権のうち、買取請求時点で保有する受益権に限ります。

なお、当議案に反対した受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

5. 取得申込および交換請求の停止

繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合、2023年2月10日以降の当ETFの取得申込および2023年3月3日以降の当ETFの交換請求は、受け付けないこととします。

6. 約款の新旧対照表（案）

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から2023年3月9日までとします。</u></p> <p>(信託の計算期間) 第8条 この信託の計算期間は、毎年7月16日から翌年7月15日までとします。ただし、第1計算期間は、<u>信託契約締結日から平成20年7月15日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。</u></p> <p>(名義登録と収益分配金および償還金の支払い) 第43条 <略> ②～⑤ <略> ⑥ <u>償還は、信託終了日現在において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（以下「償還時受益者」といいます。）に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。この場合、償還時受益者が信託終了日現在における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して償還金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u> ⑦ <u>償還時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたりの元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u> ⑧ <u>償還金は、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または第2項の会員等から支払います。</u></p> <p>(収益分配金および償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第44条 <u>受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および信託終了による償還金について支払開始日から10年を経過した後に未払残高があるとき</u></p>	<p>(信託期間) 第4条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第11条、第55条第1項、第56条第1項、第58条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</u></p> <p>(信託の計算期間) 第8条 この信託の計算期間は、毎年7月16日から翌年7月15日までとします。ただし、第1計算期間は、<u>信託契約締結日から平成20年7月15日までとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。</u></p> <p>(名義登録と収益分配金の支払い) 第43条 <同左> ②～⑤ <同左> <新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第44条 <u>受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u></p>

は、当該金額を委託者に交付するものとします。
② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第50条 (削除)

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(信託終了時の交換等)

第50条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② 前項の交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ 販売会社は、受益者に第1項による交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄り付き以降成行きの方法又はこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したも
のとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦ 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取を原則とします。

1. 第1項において、受益者の有する口数から株式の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権また

<p>第 51 条 <u>（削除）</u></p> <p>（付表）</p> <p>1. ～6. <略> <削除></p>	<p>は受益証券</p> <p>2. 第 1 項における一定口数に満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）</p> <p>⑧ 販売会社は、受益者に前項による買取りを行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑨ 第 1 項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ない、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して 2 営業日目から行ないます。</p> <p>⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 3 営業日目に金銭の交付を行ないます。</p> <p><u>（交換に係る時効）</u></p> <p>第 51 条 受益者が、第 50 条第 1 項の交換について、交換開始日から 10 年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p> <p>（付表）</p> <p>1. ～6. <同左></p> <p>7. 信託約款第 50 条第 1 項の別に定める口数は、「3 万口」とします。</p>
--	--

以上